

学校法人南山学園と学校法人聖園学院との法人合併協議開始について

2014年7月7日

学校法人南山学園
理事長 ハンス ユーゲン・マルクス

このたび、2014年7月4日開催の南山学園理事会および7月6日開催の聖園学院理事会において、2016年4月に法人合併することを前提に協議を開始することを決定いたしました。このことにつきまして、下記のとおりご説明させていただきます。

記

1. 学校法人^{みそのがくいん}聖園学院の概要

2014年4月1日現在

理事長名	後藤 澄子
法人の所在地	神奈川県藤沢市みその台1番4号
設置学校	(1) 聖園女学院高等学校（全日制課程 普通科） 神奈川県藤沢市みその台1番4号 (2) 聖園女学院中学校 神奈川県藤沢市みその台1番4号 (3) 聖園幼稚園 神奈川県藤沢市本町4丁目8番7号 (4) 聖園マリア幼稚園 神奈川県藤沢市善行7丁目1番4号

2. 法人合併の目的と理由

①合併に至る経緯

学校法人聖園学院（以下「聖園学院」という。）の設立母体は、1920年にヨゼフ・ライネルス神父によって創立された、^{みこころ ふきようしまいかい}聖心の布教姉妹会である。当修道会は2009年の総会において学校法人運営から退くことを決議した。これにより、設置校存続のために、聖園学院と合併できる学校法人が必要となった。聖心の布教姉妹会の創立者ヨゼフ・ライネルス神父は、学校法人南山学園（以下「南山学園」という。）の創立者でもある。したがって、

南山学園と聖園学院はその根本精神を同じくし、共通した教育理念を持っている。これまでも聖園女学院高等学校・中学校の教職員、生徒、保護者の研修会などで、南山学園所属の神父（カトリック神言修道会員）が講話を行うなどの協力を行ってきた。すでに両者間には親しい交流があり、また、南山学園の理事が聖園学院の理事として就任するといった形の協力も行われ、現在に至っている。

②合併の目的

南山学園の設立母体であるカトリック神言修道会も、聖園学院の設立母体である聖心の布教姉妹会も、共にキリスト教の宣教活動ならびにキリスト教世界観に基づく教育活動を行ってきた宗教法人である。当然ながら、両学校法人は、修道会および創立者とのつながりで共通する面が大きい。南山学園には「人間の尊厳のために」という教育モットーが、そして聖園学院には「一人ひとりにはかけがえのない使命がある。一人ひとりを大切に」という教育モットーがあり、カトリック・ミッション校としての共通した教育理念・精神を持っている。したがって、この合併は、日本におけるカトリック教育の充実のため、さらに、両者の今後の発展のためにも、最も適切であると判断するに至った。

③合併の効果

(1)両者の関係について

聖園女学院高等学校・中学校は、女子校としてこれまで長年に亘って独自の校風のもとにカトリック精神に基づく人格形成を目標とした教育が培われてきた。したがって、今回の法人合併によっても、それぞれの教育課程、教員組織、諸規則、待遇条件、保護者負担教育経費等を変更することなく、これまでの教育方針を持続して学校運営にあたることとする。合併後には、傘下学校群全体としての教育水準の質的向上を目指し、密度の濃い教育のもとで成果が期待される。学生・生徒等の諸活動の積極的な交流など、相互のより密接な関係の中で、教育の一層の充実発展に努めたい。

(2)法人の組織と運営および財政について

両法人合併の際は、従前にも増して理事会のリーダーシップ、教職員、保護者、学生・生徒、卒業生（同窓会）等の理解が必要となるため、細心の注意をもって法人の管理運営が図られなければならない。南山学園および聖園学院は、学校法人会計基準施行以来、傘下各学校の消費収支については、厳密に独立採算制度を実施しており、この方針は今後も堅持される。したがって、合併後の法人運営においても、従来どおり各学校の独立採算制度のもとで、その経営にあたる方針である。

(3)進学、転入等について

この合併によって、将来、南山大学附属小学校の児童には、聖園女学院中学校への進学の道が、聖園女学院高等学校の生徒には、南山大学への進学の道が開かれる。また、神奈川県、愛知県およびその周辺地域への一家転居の際などに、南山高等学校・南山中学校、聖霊高等学校・聖霊中学校と聖園女学院高等学校・聖園女学院中学校との間で相互の転入の可能性も開かれる。

3. 合併後の存続法人

私立学校法の定めに基づき、合併後の存続法人は「学校法人南山学園」とする方向で協議を開始する。その場合、聖園学院が設置する聖園女学院高等学校、聖園女学院中学校、聖園幼稚園、聖園マリア幼稚園は、南山学園が設置する学校として、現況のまま存続する。

4. 今後の計画

今後は、両法人の間で、合併に向けた具体的な協議（法的、制度的、実務的な作業等）を進めることとなる。また、両法人が合併について合意したのち、合併契約書を締結する予定である。

なお、上記内容は現段階における両法人の協議開始決定事項であり、また、合併は、監督官庁である愛知県知事および神奈川県知事経由で申請する文部科学大臣の認可事項のため、関係官公庁との相談を開始する。

5. 最後に

今回の法人合併により、両者には、それぞれの特徴、長所を生かした全体的管理運営のもとで、一貫した教育理念に基づく総合学園として、神奈川県、愛知県およびその周辺地域において、大きく貢献する場が提供されることになり、存分にその能力を発揮する道が開かれることになる。

以 上